別表十二（三）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第55条の３（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の43の３（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日　⑷」及び「同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額　⑸」の各欄は、租税特別措置法第55条の３第１項第１号又は第68条の43の３第１項第１号に規定する最初特定事業再編実施日を含む事業年度又は連結事業年度同法第55条の３第２項に規定する特例適用事業年度又は同法第68条の43の３第２項に規定する特例適用連結事業年度を含む。）以外の事業年度又は連結事業年度にあつては、記載を要しない。

3　租税特別措置法第55条の３第２項又は第68条の43の３第２項の規定の適用を受ける場合には、「当期において取得した特定株式等の取得年月日　⑹」及び「⑺のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額　⑼」の各欄は、それぞれ「特例対象事業年度等又は当期において取得した特定株式等の取得年月日　⑹」及び「⑺のうち取得年度又は当期にその帳簿価額を減額した金額　⑼」として記載すること。

4　「均等益金算入額 ⑬×$\frac{\text{36、48又は60}}{\text{⑭}}$」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　目標到達期間の月数（租税特別措置法施行令第32条の４第２項第１号（特定事業再編投資損失準備金）又は第39条の72の３第１項第１号（特定事業再編投資損失準備金）に規定する目標到達期間の月数をいう。⑵において同じ。）が48未満である場合には、「、48又は60」を消すこと。

⑵　目標到達期間の月数が48以上60未満である場合には、「36、」及び「又は60」を消すこと。

⑶　⑴及び⑵の場合以外の場合には、「36、48又は」を消すこと。

⑷　分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載すること。

別表十一の記載要領第１号中「租税特別措置法第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下この号において「平成26年改正法」という。）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成26年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正法附則第90条第８項（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第65条の７から第65条の９まで」を、「租税特別措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」の次に「、平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成26年改正法附則第122条第８項（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで」を加える。

別表十五の表を次のように改める。